

W T O 農 業 委 員 会 特 別 会 合 の 結 果 概 要

平成 1 8 年 4 月
農 林 水 産 省

I. 日 時 ・ 場 所

4 月 1 8 日 (火) ～ 2 1 日 (金) 於 : ス イ ス ・ ジ ュ ネ ー ブ

II. 我 国 からの 出 席 者

木 下 農 林 水 産 審 議 官、村 上 特 別 補 佐 官、吉 村 国 際 部 長、大 杉 国 際 貿 易 機 関 室 長 ほか

III. 議 論 の 概 要

1. 非 公 式 全 体 会 合

(1) 食 料 援 助 等

食料援助に関しては、「セーフボックス」となる緊急食料援助の発動基準について、E U、ブラジル等が国連機関等のマルチのアップールがある場合に限定すべきと主張し、スイス、カナダ、豪州もその例外を厳しく制限すべきと主張したのに対して、米国、台湾、インド、ケニア等は、二国間、NGOの要請を含め広く認められるべき旨、また、我が国は、国際的又は地域的な国際機関の要請を含めるとともに緊急事態を正確に把握できる被援助国の役割を考慮すべき旨主張。

食料援助の規律については、現金化禁止を主張するE U、ニュージーランド、タイと、輸送費等に使う場合、一定の基準に従う場合に現金化が認められるべきとする我が国、米国等が対立。また、再輸出禁止を主張するE U、インド、タイと、国際機関の関与の下で再輸出可能とすべきとする米国等が対立。緊急食料援助については、多くの国が無償を主張する中で、我が国から、例外的に大規模災害等の際に有償の形態の余地を残すべき旨発言。加えて、枠組み合意パラ 2 6 の「食料援助、商業的輸出信用又は優遇された国際金融措置で十分にカバーされない例外的状況」においては、有償の食料援助も認められるべき旨主張。

(2) 輸 出 国 貿

輸出国貿に関しては、農産物輸出についての特別な権利の付与という現行の定義について、関割への優先的アクセスのような独占禁止法例外の地位等にまで広げることを主張するE Uと、これに反対するカナダ、豪州、ニュージーランドが対立。

また、輸出独占の撤廃を求める米国、E U等と、これに反対するカナダ、豪州、ニュージーランドが対立。我が国からは、輸出独占の使用を通じた二重価格、価格プール制に対する規律強化等を主張。

(3) 輸 出 補 助 金 の 削 減 ス ケ ジ ュ ー ル

輸出補助金の削減スケジュールに関しては、ニュージーランド、豪州、アルゼンチン等が、数量と価格ベースで実施すべきと主張し、これに対して、E Uが、仮にそうする

のであれば食料援助、輸出国貨についても同じ方法で削減すべきと反論。

(4) 青の政策

青の政策の全体の上限についての農業総生産額の2.5%への引下げに関しては、実施期間の開始年に2.5%とし、実施期間中に更に引き下げるべきとするブラジル、インド、豪州、カナダ等と、実施期間の開始年から2.5%とすることはできないとするEU、G10が対立。

青の政策の品目別上限に関しては、カナダ、アルゼンチン等がその必要性を主張。

特定品目への集中防止のアプローチに関し、ブラジル等が、旧青の政策についても同等に規律すべき旨、このアプローチがうまくいかないときのために価格差補填の制限の提案も維持している旨発言。G10は、旧青の政策には生産制限要件があり、新青の政策にはそれと同等の規律が必要である旨主張。米国は、規律作成に向けた議論にオープンである旨発言。

(5) 緑の政策

緑の政策の「生産に関連しない収入支持」の類型の一つの要件として支払の基準をfixed and unchanging（一度決めたものは変更できない）とすべきとするG20、カナダ、豪州等の主張に対して、EU、G10は、現行の要件を変更する必要性は感じられない旨発言し、米国は、新たにプログラムに参加する農業生産者のための柔軟性等の必要性を指摘。

2. 少数国専門家会合

(1) 熱帯産品

熱帯産品に関しては、枠組み合意パラ43の「完全な (fullest) 自由化」を根拠に先進国によるMFN（最恵国待遇）ベースの無税無枠や重要品目指定の対象外を主張する、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、ペルー、パナマ等の熱帯産品グループと、これに反対するEUが対立。G20は熱帯産品グループを支持。

(2) タリフエスカレーション

タリフエスカレーション（加工度が高くなるほど関税率が高くなること）への対処の候補となり得る品目、扱いに関するカナダ提案が提示。ブラジルが、タリフエスカレーションが大きく生じる品目のリストを作るべき旨、S&Dが必要である旨発言。アルゼンチンが、タリフエスカレーションには別のフォーミュラを作って対応すべき旨発言。

(3) 関税簡素化

G20が、関税簡素化を強く支持し、混合税その他の複雑な関税は簡素化されるべき旨主張。これに対し、EUは、従量税は排除されない旨、混合税その他の複雑な関税については簡素化する用意がある旨発言。